

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

公的な援助には、大きく分けて「1. 公費負担制度等」「2. 療育相談および障がい児等療育支援事業」「3. 障害福祉サービス」があります。

1. 公費負担制度等 P.269

- (1) 医療費の公費負担制度
- (2) 各種手帳
- (3) 各種手当
- (4) その他 ◇大阪府の取り組み

2. 療育相談および障がい児等療育支援事業 P.272

- (1) 療育相談
- (2) 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング
- (3) 障がい児等療育支援事業

3. 障害福祉サービス P.273

<障害福祉サービスの概要>

- (1) 自立支援給付について
- (2) 地域生活支援事業について

<障害福祉サービスの利用について>

VII. 公的補助制度・相談等

I. 公費負担制度等

公費負担制度：難病にかかる医療費助成制度（難病法に基づく制度）、特定疾患医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度、重度障がい者医療費助成、自立支援医療（精神通院医療）制度、自立支援医療費（更生医療）、自立支援医療費（育成医療）等

障害者手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手 当 て：障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当

公費負担制度等については、厚生労働省ホームページ、大阪府ホームページ、および大阪府「福祉のてびき」より抜粋した内容を記載しております

(I) 医療費の公費負担制度

| | |
|-----------------------------|--|
| 難病に係る医療費助成制度 (難病法に基づく制度) | 平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（令和6年4月1日現在：341疾病）に対する医療費助成制度 |
| 特定疾患医療費助成制度 | 難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患に対する医療費助成制度 (平成27年7月1日現在、4疾患が対象) |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度 | 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を公費によって助成する制度 |
| 重度障がい者医療費助成制度 | 重度の障がいがある方に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する制度 |

VII. 公的補助制度・相談等

| | |
|---|--|
| <p>自立支援医療（精神通院医療）制度 （旧．精神障害者通院公費負担制度）</p> | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの</p> |
| <p>自立支援医療費（更生医療）</p> | <p>身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの 【対象】18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人</p> |
| <p>自立支援医療費（育成医療）</p> | <p>児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの 【対象】身体障がい児（18歳未満）</p> |

（2）各種手帳

| | |
|--------------------|--|
| <p>身体障害者手帳</p> | <p>身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳 ⇒視覚障害・聴覚又は平衡機能の障害・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害・肢体不自由・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害・ぼうこう又は直腸の機能の障害・小腸の機能の障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害・肝臓の機能の障害</p> |
| <p>療育手帳</p> | <p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳</p> |
| <p>精神障害者保健福祉手帳</p> | <p>一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの ⇒統合失調症・うつ病、そううつ病などの気分障害・てんかん・薬物依存症・高次脳機能障害・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）・そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）</p> |

VII. 公的補助制度・相談等

(3) 各種手当

| | |
|-----------------|--|
| <p>障害児福祉手当</p> | <p>重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としている 【支給対象】精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者</p> |
| <p>特別児童扶養手当</p> | <p>精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としている 【支給対象】20歳未満で、身体又は精神に障がいのある児童を監護、養育している父母等</p> |
| <p>特別障害者手当</p> | <p>精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としている 【支給対象】精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者</p> |

(4) その他 ◇大阪府の取り組み

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>重度障がい者在宅介護支援給付金 (在宅生活応援制度)</p> | <p>療育手帳の障がい程度が「A（重度）」でかつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者に対し、月額10,000円を、毎年1月、4月、7月、10月の月末に、4回に分けて支給する制度。 ※重度障がい者が施設に入所(グループホームへの入居含む。)している時、病院に入院(付添が必要な場合を除く)している時、特別障がい者手当を受給している時は支給されない。</p> |
|---------------------------------------|--|

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

2. 療育相談および障がい児等療育支援事業

(1) 療育相談

療育相談とは、身体障がい児、小児慢性特定疾病等の慢性疾患児等で、長期療養を必要とする子どもを対象に、療育に関する情報提供や相談指導等を実施するものです。（保健所又は政令中核市の保健センター）

(2) 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング

大阪府では、NPO法人大阪難病連に委託し、小児慢性特定疾病など長期療養中のお子さんやその家族の方へ「ピアカウンセリング」を実施しています。

電話：06-6809-3869

相談時間：月曜日・水曜日・金曜日 午前10:00～午後3:00 （※祝祭日および12月29日～翌年1月3日は休み）

(3) 障がい児等療育支援事業（大阪府の取り組み）

療育（発達支援）とは、障害のあるお子さまやその可能性のあるお子さまに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

大阪府では、障がい児通所支援事業所等（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等）を対象に、支援力の向上を目的とした療育等に関する助言や研修等を、社会福祉法人に委託して実施しています。

【事業内容】

機関支援：委託先法人が、障がい児の療育等に関する相談に対して、訪問、来談又は電話等により助言等を行う

研修：委託先法人が、支援力向上のための研修を行う

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

3. 障害福祉サービス

障害福祉サービスとしては、平成18年4月より施行されている「障害者自立支援法」によって、身体障害者および知的障害者に加え、精神障害者も含めた三障害に対する一元的な制度が確立しました。

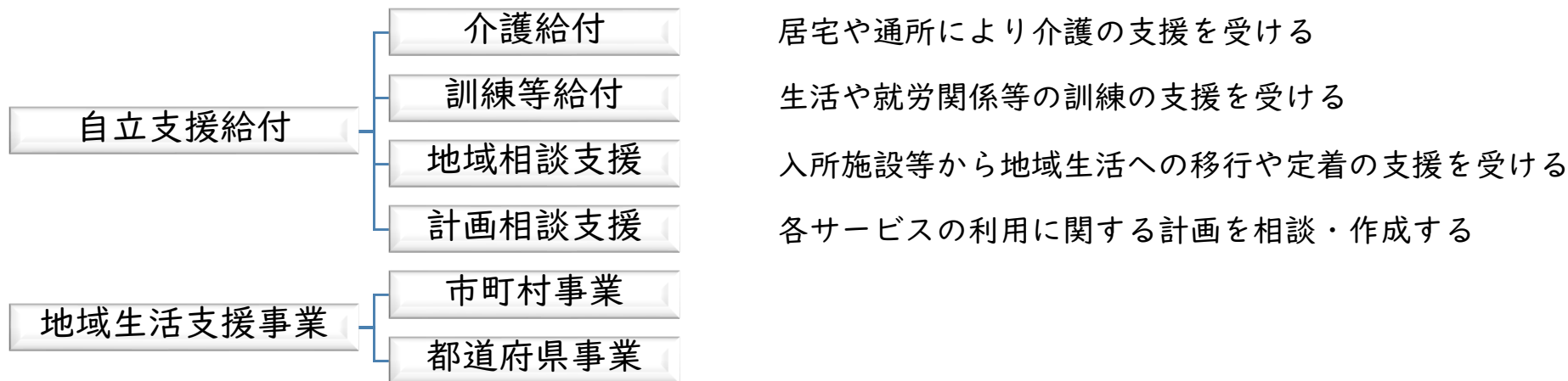
そして「障害者自立支援法」が改正される形で「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行され、「制度の谷間」に置かれていた難病等が障害福祉サービスの対象となりました。

<障害福祉サービスの概要>

障害福祉サービスは、個別に支給決定が行われる（1）**自立支援給付**と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる（2）**地域生活支援事業**に大別されます。

さらに「自立支援給付」は、居宅や通所により介護の支援を受ける①「**介護給付**」、生活や就労関係等の訓練の支援を受ける②「**訓練等給付**」、入所施設等から地域生活への移行や定着の支援を受ける③「**地域相談支援**」、各サービスの利用に関する計画を相談・作成する④「**計画相談支援**」などに分けられます。

また「地域生活支援事業」には、市町村と都道府県が行う事業があります。



Ⅶ. 公的補助制度・相談等

(1) 自立支援給付について

①介護給付②訓練等給付③地域相談支援には、下記表のサービスがあり、 は障がい児が利用できるサービスとなっています。また、各サービスを利用するにはサービス等利用計画が必要であり、④計画相談支援も受けることができます。

①介護給付

| | | | | | |
|----------------|------|------------|--------|--|----------------------------------|
| 障がい児が利用できるサービス | 訪問系 | 居宅介護 | 者 児 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | |
| | | 重度訪問介護 | 者 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う | |
| | | 同行援護 | 者 児 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う | |
| | | 行動援護 | 者 児 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う | |
| | | 重度障害者等包括支援 | 者 児 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う | |
| | 介護給付 | 短期入所 | 者 児 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | |
| | | 療養介護 | 者 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う | |
| | | 生活介護 | 者 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する | |
| | | 日中活動系 | 施設入所支援 | 者 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う |
| | | | 施設系 | | |

VII. 公的補助制度・相談等

(1) 自立支援給付について

①介護給付②訓練等給付③地域相談支援には、下記表のサービスがあり、 は障がい児が利用できるサービスとなっています。また、各サービスを利用するにはサービス等利用計画が必要であり、④計画相談支援も受けることができます。

②訓練等給付

| | | | |
|------------------|------------|---|---|
| 居住支援系 | 自立生活援助 | 者 | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う |
| | 共同生活援助 | 者 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う |
| 訓練等給付 訓練系・就労系 | 自立訓練（機能訓練） | 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う |
| | 自立訓練（生活訓練） | 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う |
| | 就労移行支援 | 者 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う |
| | 就労継続支援（A型） | 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う |
| | 就労継続支援（B型） | 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う |
| | 就労定着支援 | 者 | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う |

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

(1) 自立支援給付について

①介護給付②訓練等給付③地域相談支援には、下記表のサービスがあり、 は障がい児が利用できるサービスとなっています。また、各サービスを利用するにはサービス等利用計画が必要であり、④計画相談支援も受けることができます。

③地域相談支援

| | | | |
|----------------|-----------|---|---|
| 障がい児が利用できるサービス | 相談支援に係る給付 | 計画相談支援 者 児 | 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 |
| | | 障害児相談支援 児 | 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】 |
| | | 地域移行支援 者 | 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う |
| | | 地域定着支援 者 | 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う |

※相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

こども家庭審議会障害児支援部会資料改変

④計画相談支援

障害福祉サービスの支給申請に際して、利用者の心身の状況、環境、利用意向などの事情を勘案し、利用するサービスの種類・内容を記した「サービス等利用計画案」を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」の作成を行います。障害福祉サービスを利用する場合には、原則として、サービス等利用計画が必要です。

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

【参考】障害児を対象としたサービス

障害児を対象としたサービスは、「障害児通所系」「障害児訪問系」「障害児入所系」に分けて、下記表のサービスがあります。

| | | | | |
|--------|------------|-------------|---|--|
| 障害児通所系 | 障害児支援に係る給付 | 児童発達支援 | 児 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う |
| | | 医療型児童発達支援 | 児 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う |
| | | 放課後等デイサービス | 児 | 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う |
| 障害児訪問系 | | 居宅訪問型児童発達支援 | 児 | 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う |
| | | 保育所等訪問支援 | 児 | 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う |
| 障害児入所系 | | 福祉型障害児入所施設 | 児 | 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う |
| | | 医療型障害児入所施設 | 児 | 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う |

※障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）

こども家庭審議会障害児支援部会資料改変

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

(2) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

【市町村事業】

| 必須事業 | |
|------|--|
| 1 | 理解促進研修・啓発事業 |
| 2 | 自発的活動支援事業 |
| 3 | 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) |
| 4 | 成年後見制度利用支援事業【拡充】 |
| 5 | 成年後見制度法人後見支援事業 |
| 6 | 意思疎通支援事業【拡充】 |
| 7 | 日常生活用具給付等事業 |
| 8 | 手話奉仕員養成研修事業 |
| 9 | 移動支援事業 |
| 10 | 地域活動支援センター機能強化事業 |

| 任意事業 | |
|------|--|
| 1 | 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業 |
| 2 | 社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業 |
| 3 | 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託 |

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

【都道府県事業】

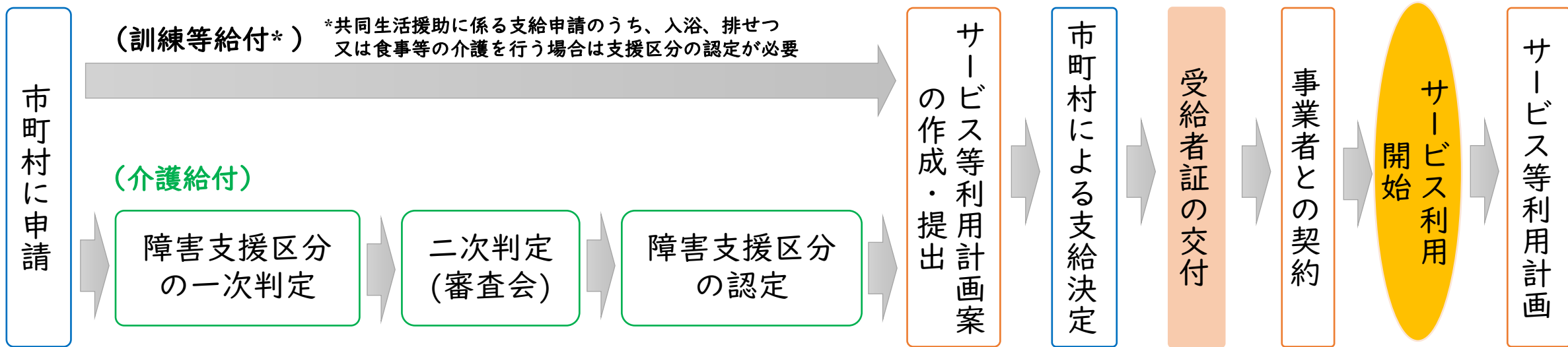
| 必須事業 | |
|------|---|
| 1 | 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 |
| 2 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業【拡充】 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【拡充】 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業【拡充】 |
| 3 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 |
| 4 | 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 |
| 5 | 広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 |

| 任意事業 | |
|------|--|
| 1 | サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業【新規】 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 |

| 任意事業 | |
|------|--|
| 2 | 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (5) 医療型短期入所事業所開設支援 (6) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業 |
| 3 | 社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進 (12) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業【促進事業から移管】 |
| 4 | 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業 |
| 5 | 重度障害者に係る市町村特別支援 |
| 6 | 障害福祉のしごと魅力発信事業 |

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

<障害福祉サービスの利用について>



サービスの利用方法

- ①障害福祉サービスを利用する場合、市町村に申請します。
- ②市町村は、障害支援区分に関する審査判定を一次判定（コンピュータ判定）、および二次判定（市町村審査会）で行います。
- ③市町村による支給決定がおこなわれた後、障害福祉サービス受給者証が交付されます。そこにはサービスの種類、支給量、負担上限額、有効期間等が記載されています。
- ④利用者は、サービスを受ける事業者を選択し、サービスの利用申込みや契約を行います。

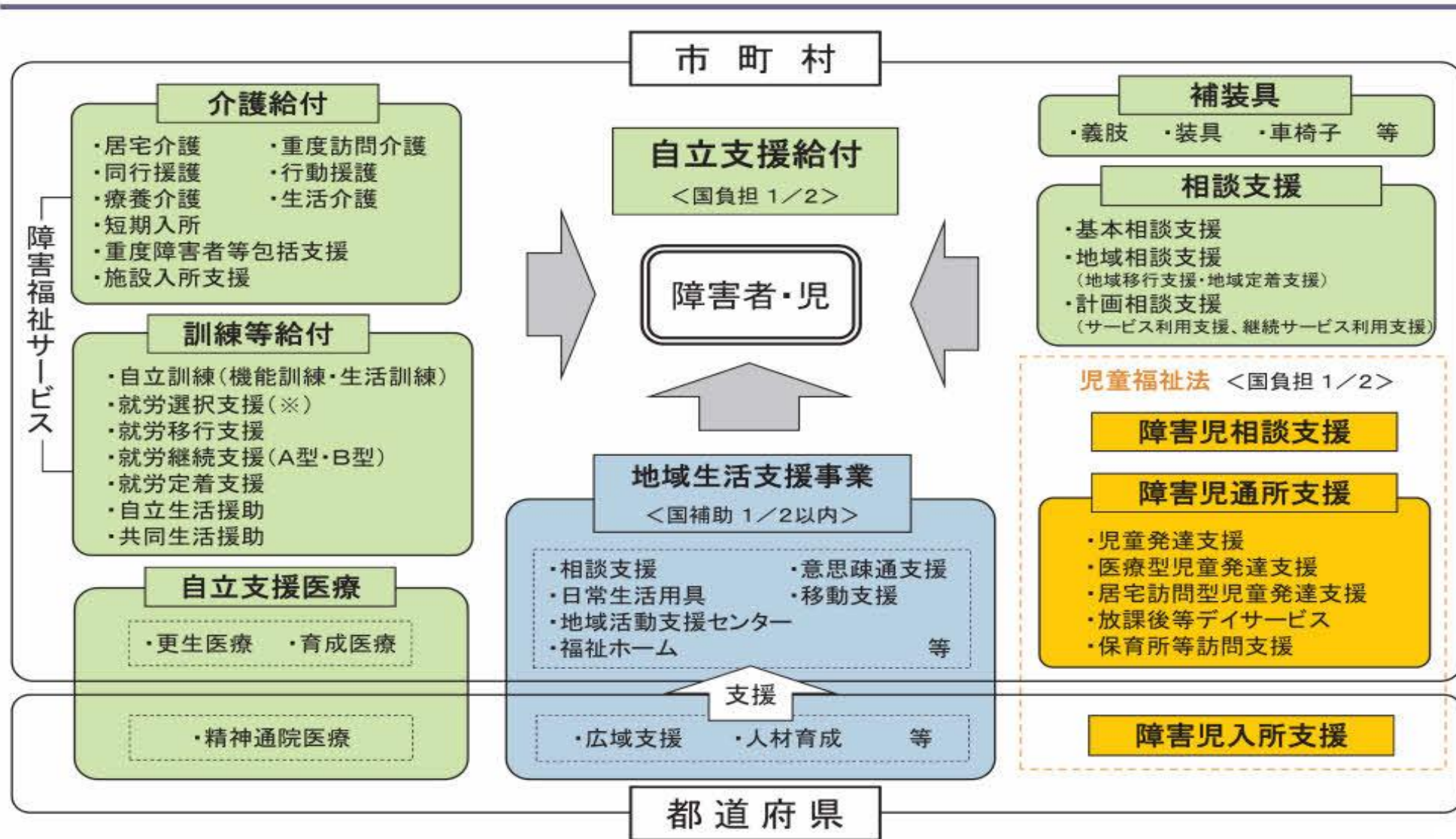
サービス利用時の負担

サービスの利用に応じて原則1割の利用者負担があります。所得により利用者の月額負担上限額が決められています。また、通所施設の利用の場合は食材費、入所施設の場合は、食費、光熱水費の実費負担が発生します。車椅子、杖、装具などの補装具や、特殊寝台、マットなどの日常生活用具の給付も原則1割の利用者負担となっています。詳細についてはそれぞれの市町村の福祉課で相談してください。

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業

【参考資料】



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

Ⅶ. 公的補助制度・相談等

関係機関問い合わせ先

大阪府移行期医療支援センター

[所在地] 〒594-1101 大阪府和泉市室堂町840
大阪母子医療センター 患者支援センター内

[TEL] 0725-55-3113

[受付時間] 平日 9:00~17:30

大阪府医療的ケア児支援センター

[所在地] 〒594-1101 大阪府和泉市室堂町840
大阪母子医療センター内

[TEL] 0725-55-2622

[受付時間] 平日 9:00~17:30

大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課

[所在地] 〒540-8570
大阪府大阪市中央区大手前2丁目1-22
本館6階

[大阪府地域保健課ホームページURL]

<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/chikikansen/index.html>



大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課／地域生活支援課

[所在地] 〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12
別館1階

[大阪府福祉部障がい福祉室ホームページURL]

https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/s_shogaifukushi/index.html

